

**平成31年度埼玉県教育委員会
「障害者を対象とした非常勤職員」(事務補助型【小中学校】)
募集要項**

1 採用期間

採用日から令和2年3月31日まで

2 任用の更新

令和2年4月1日以降も更新の可能性があります。

※ ただし、令和2年4月1日以降の雇用の更新を保証するものではありません。

※ なお、令和2年度から非常勤職員制度の見直しが予定されており、見直しがあった場合にはこの限りではありません。

3 採用予定人数（年間）

小中学校 54人

4 採用計画

| 勤務地 | 4月 | 6月 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|
| 小中学校 | 43人 | 11人 | 54人 |

※あくまで予定であり、応募状況・採用状況等により今後変更になる可能性があります。

5 応募資格等

次の要件をすべて満たす人

(1) 障害者手帳を所持している人（※）

ア 身体障害者については、身体障害者手帳

イ 知的障害者については、都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書

ウ 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳

※ 申請中等で手帳を所持していない方は、ご相談ください。

(2) 過去に埼玉県教育委員会に採用された期間が通算して5年を超える場合は、採用しようとする日の前に1年以上の期間、県に採用されたことがない人

6 主な業務

| 職務内容（※） | |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 事務補助 | 文書発送・受領・仕分け、コピー用紙補充、封筒等への押印、文書コピー、機密文書シュレッダー、パソコンを使用したデータ入力作業、資料整理 等 |
| 環境整備補助 | 室内清掃、書庫・倉庫整理、給茶器準備、接待 等 |
| 授業等準備補助 | 教材教具の補充・整備、授業用資料の印刷、授業用設備（プール・体育館等）の環境整備、緑化活動の補助、学校行事等の会場設営 等 |

※ 本人の適性等を考慮して職務内容は決定します。

7 勤務条件等

（1）勤務地

| 勤務予定市町村（※） | 募集人数 |
|------------|------|
| 川口市 | 6人 |
| 北本市 | 2人 |
| 志木市 | 3人 |
| 草加市 | 2人 |
| 川越市 | 3人 |
| 鶴ヶ島市 | 3人 |
| 所沢市 | 1人 |
| 東松山市 | 3人 |
| 日高市 | 3人 |
| 小川町 | 3人 |
| 熊谷市 | 3人 |
| 深谷市 | 3人 |
| 上里町 | 3人 |
| 長瀬町 | 3人 |
| 久喜市 | 3人 |
| 越谷市 | 3人 |
| 蓮田市 | 1人 |
| 吉川市 | 3人 |
| 宮代町 | 3人 |

※実際に勤務する小学校及び中学校については別添のとおりです。

(2) 勤務時間、報酬等

- ア 勤務時間 週20時間
- イ 報酬 月額86,000円
- ウ 費用弁償 通勤に係る交通費相当分を別途支給
- エ 社会保険 雇用保険及び労災保険に加入

8 応募書類

(1) 履歴書

- ア 市販（JIS規格）のものを使用し、顔写真（3か月以内に撮影したもの）を貼付してください。
- イ 携帯電話の番号、Eメールアドレス等、連絡を取ることが確実な連絡先を記載してください。 ファクシミリを利用できる場合は、ファクシミリの番号も記載してください。
- ウ 希望する勤務時間、勤務地（所属又は学校）を必ず記載してください。
※応募の状況により、希望に添えない場合がありますので御了承ください。
- エ 障害者就労支援センター等支援機関への登録の有無を記入してください。 また、登録している場合は支援機関の名称を記入してください。
- オ 業務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況（種別や等級）や配慮事項等を可能な範囲でご記入ください。

(2) 職務経歴書

職歴がある方のみ提出してください。職歴ごとの期間・会社名・従事した業務内容をご記入ください。

9 応募方法

希望する小中学校の担当（別添「募集小中学校一覧」参照）に連絡の上、担当宛て応募書類を郵送してください。

10 応募以降の流れ

- (1) 応募先の担当から面接選考の連絡が入る。
- (2) 面接の実施
- (3) 採否の結果連絡

11 採用後の身分等

埼玉県教育委員会の非常勤職員としての身分を有します。一般の地方公務員と同様の守秘義務等が課されます。

小中学校勤務の場合、埼玉県教育委員会で採用し、市町村教育委員会に派遣する扱いとなります。服務監督については、配置校を所管する各市町村教育委員会が行います。